

第八小学校対策箇所一覧表

地図上の番号	学校・PTA等からの要望箇所	点検年度	学校・PTA等からの説明・要望	関係機関による点検結果	対策の実施状況
①	小学校南側道路(南門～榎戸井財天前交差点)	令和2年度	・小学校南東角以東は歩道なし(北側に路側帯のみ)。 ・砂川高校、昭和第一高校生の自転車の通行が多い。自転車との接触の報告が多くある。	○児童に対し、注意喚起を行う。 ⇒小学校で年間を通じて実施中です。 ○地域安全マップに記載し、注意喚起を行う。 ⇒学務課でR4版地域安全マップに注意喚起の文言を追記しました。	実施中
		令和5年度	・交通量が多く危険。 ・不審者の目撃情報があり、危険。	○当該箇所のスクールゾーンが長いため、入口だけでなく、道の途中にも、スクールゾーンと分かるような対策を要望する。 ⇒道路課で電柱にスクールゾーンと分かるような巻看板を数か所設置しました。 ○外側線の再塗装を要望する。 ⇒道路課で再塗装しました。 ○交差点やT字路を表す十字マーク、Tマークの再塗装を要望する。 ⇒道路課で再塗装を行いました。 ○止まれの路面標示の再塗装を要望する。 ⇒道路課で再塗装を行いました。 ○引き続き、警察でパトロールを実施していく。 ⇒所管である立川警察署防犯係に情報提供を行いました。 ○児童に対して、注意喚起を行う。 ⇒小学校で年間を通じて実施中です。	
		令和8年度	・交通量が多く危険。車、バイク、自転車などが多い。 ・狭い道なので、児童が登校する時に危険が伴う。特に朝の登校時間の交通量が多い。 ・車、バイク、自転車などの速度が早い場合がある。 ・不審者の目撃情報があり、危険。	・当該通りはスクールゾーンとなっているが、規制時間帯であっても車の通行がある。 ・現状、PTAの担い手が少なくなってしまうことからウマ出しを行うことは難しい状況となっている。 ・同じくスクールゾーンとなっている銀座通りからの車の通行もある。 ・スクールゾーンであることを表す看板や路面標示については既に何箇所かに設置されていることから増設することは難しい。 ・当該通りは20km規制箇所であるが、それ以上のスピードで車が走行している。 ・「毎日・産経・日経新聞立川中央販売所」からすぐ西側の丁字路付近にて、令和8年5月に児童と自転車との衝突事故があった。 ○立川警察にて銀座通り入口向かいに設置されているスクールゾーンを示す標識が曲がっているため修正を行う。 ○道路課で改めて現場を確認し、車に対する注意喚起看板(スピード落とせ)の設置を検討する。 ○道路課で「毎日・産経・日経新聞立川中央販売所」からすぐ西側の丁字路付近の現場を改めて確認し、注意喚起看板(飛び出し注意)の設置を検討する。 ○道路課で「hair salon どれっしんぐ」付近の十字路に設置されているミラーの向きを調整する。	
②	すずかけ通り(多摩信用金庫幸町支店近く)とアニヴェルセル立川治いの通りとの交差点	令和8年度	・交差点を東西へ横断できるように横断歩道は設置されているが、歩行者用の信号機がない。その横断歩道は、アニヴェルセル立川治いの通りから自動車やバイクが通行するので危険。また、すずかけ通りから侵入してくる自動車やバイクもある。	・交差点のすずかけ通り側には信号機(車用)の設置がある。 ・交差点は完全な十字路の形状ではなく、すずかけ通りと交差する通りは、斜めの通りとなっており、道路の幅員が狭いことから、交差点(斜めの通り側)に信号機(車用)は設置されていない。 ・斜めの通り側には信号機(車用)は設置されていないため、すずかけ通りのほうが優先道路となっている。 ・すずかけ通り(当該交差点付近)は片側一車線となっている。 ・斜めの通りにおいて、北東方向から南西方向へ向かって直進して、交差点を通過し(すずかけ通りを横切り)、そのまますずかけ通り沿いの横断歩道を横切ろうと車が通行する場合、すずかけ通りは片側一車線であり、車の通りも多いため、基本は、すずかけ通り沿いにある信号機(車用)が赤にならないと車は直進して交差点を通過する(すずかけ通りを横切る)ことができない状況。 ・すずかけ通り沿いの横断歩道に歩行者用信号機を設置した場合、すずかけ通りの信号機(車用)と連動する(同時に赤・青に変わる)ため、斜めの通りからの車が通行する際には児童が横断歩道を渡ることを抑制することになるが、すずかけ通りから横断歩道に侵入してくる車への対策にはならない。 ・交差点付近における斜めの通りからの見通しについては良好であり、すずかけ通り沿いの横断歩道手前の「止まれ」の路面標示や停止線、標識もあるため、車は比較的、横断歩道を渡る歩行者がいる場合には止まりやすい環境となっている。そのため、歩行者用信号機を設置する効果は薄いと思われる。 ・歩行者用信号機を設置すると、これまで常時、通行できていたのが渡れる時間が短くなり、また、横断歩道の長さは比較的、短い距離ともなっているため、かえて信号の飛出しなどの危険性も出てくる。 ○引き続き、小学校から児童に対してすずかけ通り沿いの横断歩道を通行する際には歩行者用信号機はないため、周りをよく見て横断するように指導していく。	実施中

第八小学校対策箇所一覧表

地図上の番号	学校・PTA等からの要望箇所	点検年度	学校・PTA等からの説明・要望	関係機関による点検結果	対策の実施状況
	立川八小前交差点	令和3年度	・スクールゾーンを守らない自動車が多い。交通量も多く危険である。	○地域安全マップに記載し、注意喚起を行う。 ⇒学務課でR4版地域安全マップに注意喚起の文言を追記しました。	対策完了
		令和5年度	・スクールゾーンを守らない自動車が多い。交通量も多く危険。	特に朝、自転車と歩行者の通行量が多い。 信号機が設置されている箇所であり、歩行者が利用するという目的では、ミラーの設置は難しい。 ○引き続き、児童に対して、注意喚起を行う。 ⇒小学校で年間を通じて実施中です。	
	幸町二丁目交差点付近のすずかけ通りから江ノ島道につながる抜け道	令和5年度	・信号のないところを自転車が茅葺街道方面に出ていき危険。	自転車が歩道を横切る際に、一時停止することなく、進行していた。植栽があるため、児童の姿が見えない状況にあった。 ○標識（自転車も必ず止まれ）に落書きがあったため落書き消しを要望する。 ⇒道路課で落書き消しを行いました。 ○自転車が一時停止するような、路面標示の塗装を要望する。 ⇒道路課で自転車用ストップマークと横断指導線を設置しました。	対策完了
	栄町銀座通り	令和5年度	・交通量が多く危険。	当該箇所で、令和5年2月に児童と自転車が衝突する事故があった。事故のことが記された看板が設置されている。 自転車利用者に対して、スクールゾーンや通学路と認識し、徐行を促すような対策があるとよい。 ○当該箇所のスクールゾーンが長いため、入口だけでなく、道の途中にも、スクールゾーンと分かるような対策の検討を要望する。 ⇒道路課で電柱にスクールゾーンと分かるような巻看板を数か所設置しました。 ○警察に対して、当該箇所の見回りを要望する。 ⇒所管である立川警察署防犯係に情報提供を行いました。 ○外側線の再塗装を要望する。 ⇒道路課で再塗装を行いました。 ○交通対策課で、引き続き、自転車利用者に対して、啓発を行っていく。	対策完了
	多摩信用金庫幸町支店近くの交差点	令和2年度	・車両用信号は東西方向（すずかけ通り）のみ。斜めに江の島道に抜ける方向は信号なし。歩行者用信号は南北方向のみ。 ・車両は東西方向の信号が赤になるのを待って斜めに進入している状況。交差点に進入できる時間は短い。すずかけ通りを東西に通行する歩行者と斜めに通行する車両で接触の恐れあり。	○一時停止線を再塗装する。 ⇒立川警察署で再塗装しました。 ○交通情勢に応じて必要な対策を実施する。 ⇒立川警察署で順次、実施中です。	対策完了
	弁天通り（羽山工務店、前田道路㈱多摩工事事務所付近）	令和2年度	・毎年不審者情報あり。	○生活安全課へ青色防犯パトロールを依頼する。 ⇒生活安全課へ依頼しました。	対策完了